Watahan & Co.,Ltd.

最終更新日:2020年6月29日 綿半ホールディングス

代表取締役社長 野原 勇 問合せ先:03-3341-2766 証券コード:3199 https://watahan.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方^{更新}

当社は、綿半グループが持つ伝統と信用を大切にし、グループ経営理念である「合才の精神(注)」に基づき、人々の暮らしに寄り添う企業を目指しております。

これを実現するためには迅速かつ透明性ある経営体制の確立が必要と考えており、グループにおいて違法な行為が行われることがないよう十分に注意及び配慮の上、グループ全体で内部統制制度、内部監査制度を運用しています。

また、透明性の高い適時適切な情報開示を行うため、グループ内外でコミュニケーションの充実を図るとともに、情報の収集・分析に努めています。

(注)合才の精神とは、経営者と社員の隔てなく、社員全員による企業を目指し、力を合わせ、分かち合い、響き合う経営を言います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り】当社は、議決権電子行使プラットフォーム、招集通知の英訳については、現状実施しておりません。今後の株主構成(当社株主における機関投資家や海外投資家の比率等)の推移を踏まえ、適宜導入を検討いたします。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】当社は、英語版の会社案内、事業紹介動画を作成しており、当社のホームページについても英語化を進めております。今後は株主構成等を総合的に勘案した上で、英語版の決算短信、株主総会招集通知、決算説明資料、株主通信等の作成を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】当社は、選任候補者を含む取締役及び監査役の人事並びに報酬等の手続きに関する透明性の向上を図るため、取締役会で決議した内規に従って任意の指名・報酬委員会を設置しています。

当社の指名・報酬委員会(当社における呼称「役員指名報酬諮問会議」)は、社長ほか社外役員2名を含む3名の議員から構成されており、議長は社外役員から選任するものとしています。

同会議は、当社取締役会決議により制定した内規等を踏まえ、客観的視点から以下審議することにより、役員の人事及び報酬等の手続きに関する透明性の確保、向上に努めてまいります。

- (1)株主総会に提出する取締役、監査役候補者の人事
- (2)常勤取締役、事業会社社長、監査役及び社外役員の報酬体系・報酬水準

当社には社外取締役が3名、社外監査役が2名おりますが、当社社外役員の中では、社外監査役の在任期間が相対的に長期間であります。また、社外監査役は、取締役会への出席や監査業務を通じて、社外取締役を含めた取締役会の活動内容及び各業務執行取締役の業務執行の状況を把握していることから、各取締役の評価を適切に行うことができると考え、社外監査役2名を当会議の委員(議員)としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社では、コーポレートガバナンスコードの各原則の実施状況を、「コーポレートガバナンスに対する当社の取組」として開示し、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://watahan.co.jp/ir/governance.html

(以下、「コーポレートガバナンスに対する当社の取組」の該当する項目)

【原則1-4政策保有株式】11

【原則1-7関連当事者間の取引】8

【原則2-6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】13

【原則3-1情報開示の充実】19、21、26

【補充原則4-1-1経営陣に対する委任の範囲】14

【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】17

【補充原則4-11-1 取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】15

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】15

【補充原則4-11-3 取締役の実効性についての分析・評価結果の概要】28

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】20

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】27

2. 資本權成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
綿半グループ従業員持株会	960,100	9.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	504,000	5.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	402,100	4.06
株式会社八十二銀行	400,000	4.04
昭和商事株式会社	306,000	3.09
元旦ビューティ工業株式会社	300,000	3.03
野原ホールディングス株式会社	291,300	2.94
野原 勇	279,913	2.83
野原 莞爾	272,800	2.76
株式会社ヤマウラ	250,000	2.52

支配株主	(組合計を	 	右無
\times 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	TATE TO THE	P示 \ / U.	/ H ***

親会社の有無

なし

補足説明 ^{更新}

上記【大株主の状況】は2020年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。 上記【大株主の状況】の割合は自己株式(128株)を控除して計算しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 ^{更新}	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1) ^{更新}

氏名		会社との関係()												
以 自	氏名		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k		
熊谷 祐紀	弁護士													
萩本 範文	他の会社の出身者													
矢島 充博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) ^{更新}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷 祐紀			国内外における弁護士、上場企業の取締役を務めるなど、高い知見と豊富な経験を有しております。 豊富な知見と実務経験に基づいた助言、提言を重要議案の審議や執行の監督に活かしていただくことにより、当社グループの企業価値が向上すると判断し、独立役員に指定しております。

萩本 範文		精密機器メーカーの経営者として、企業経営、 事業戦略に関する豊富な知見と経験を有して おります。 豊富な知見と実務経験に基づいた助言、提言 を重要議案の審議や執行の監督に活かしてい ただくことにより、当社グループの企業価値が 向上すると判断し、独立役員に指定しておりま す。
矢島 充博	矢島充博氏は、会社法第2条第15号の社外取締役の要件は満たしており、社外性に問題ないと判断しておりますが、過去5年間に特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社八十二銀行の業務執行者であったことがあるため、非独立社外取締役としております。	銀行の支店長を歴任し、顧客企業の事業戦略に携わり、その後カード会社の経営に当たるなど豊富な知見と実務経験を有しております。豊富な知見と実務経験に基づいた助言、提言を当社の経営判断、重要議案の審議に活かしていただくことにより、当社グループの企業価値が向上すると判断し、社外取締役候として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員指名報酬諮問 会議	3	0	1	0	0	2	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員指名報酬諮問 会議	3	0	1	0	0	2	その他

補足説明

当会議は、社外監査役を議長として、代表取締役社長及び社外監査役の3名(過半数が社外)で構成され、指名会議と報酬会議の双方の機能を有しており、代表取締役社長が起案した取締役の候補者及び全取締役の報酬額の草案について、関係法令そのほか役員規程、役員指名報酬内規、独立性判断基準等に定める自社基準に適合しているか否かを取締役会に答申しており、取締役の候補者については、当該答申を踏まえ、取締役会で決定したうえ上で株主総会に議案を上程しております。

当会議は、社外取締役の指名及び報酬の諮問も対象としているところ、社外監査役は、取締役会への出席や監査業務を通じて、社外取締役を含めた取締役会の活動内容及び各業務執行取締役の業務執行の状況を把握していることから、各取締役の評価を適切に行うことができると考え、社外監査役2名を当会議の委員(議員)としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査役と会計監査人とは毎月1回会議を行っております。会計監査人から監査計画の説明を受け、また、四半期レビュー・内部統制監査・期末監査の状況及び結果報告を受け、監査上の課題・リスク対応・会計基準/適用指針について意見情報交換を行っております。この会議には内部監査人が同席しております。また、社外監査役は必要に応じて出席しております。会議の場以外に何か疑問点や情報共有した方がよいことがある場合には、随時面談ないし連絡を取り合っております。

グループ監査部門会議(当社常勤監査役、グループ会社の監査役及び内部監査責任者である主席内部監査人で構成)が四半期ごとに開催され、グループ会社の監査役及び内部監査人とも意思疎通を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
戊 哲	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m	
熊﨑 勝彦	弁護士														
坂本 順子	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊﨑 勝彦			東京地検特捜部長、最高検察庁公安部長等の 要職を歴任し、高い知見と豊富な経験を有して おります。 同氏は過去に社外役員となること以外の方法 で会社の経営に関与された経験はありません が、当社の監査体制の強化・充実を図るため には同氏の再任が適切と判断し、指定しており ます。
坂本 順子			教育現場を経験した弁護士として、高い知見と 豊富な経験を有しております。 同氏は過去に社外役員となること以外の方法 で会社の経営に関与された経験はありません が、当社の監査体制の強化・充実を図るため に同氏の再任が適切と判断し、指定しておりま す。

【独立役員関係】

独立役員の人数^{更新}

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明^{更新}

当社は取締役会において役員報酬に関する内規を制定し、内規に沿った運用を行っております。報酬体系の概要は、株主との利益共有を図れる株式報酬を含む報酬体系であります。具体的には、常勤取締役は固定報酬と株式報酬による構成、事業会社社長を兼務する取締役は固定報酬、変動報酬、株式報酬による構成となります。各監査役の報酬額は、会社の業績に影響を受けない固定報酬としており、監査役の協議により決定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。 2020年3月期に係る報酬の総額については、当社の取締役に対する報酬は 201,898千円、監査役に対する報酬は25,200千円で、役員報酬の合計は227,098千円であります。上記の他、各子会社の代表取締役を兼任する当 社非常勤取締役4名に対し、各子会社より総額98.028千円の報酬等の支給があります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬については株主総会において報酬総額を決議し、個別の報酬については取締役会で代表取締役社長に一任する決議をしております。取締役の報酬に対する方針と手続は、以下となります。

- 1.当社の取締役会は、株主との利益共有を図れる株式報酬を含む報酬体系を策定しており、その運用を実施しております。
- 2.代表取締役社長は、透明性確保の観点から、1で策定した報酬体系と任意の役員指名報酬諮問会議の答申を受けて、報酬を決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、事前に担当取締役から取締役会の議案について詳細な説明を受けるなど、情報の共有、収集に努めております。また、取締役会以外にも、適宜連絡を取り合い、意見交換するなど、当社の持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

また、当社の監査役会は、1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役の合計3名で構成され、協議・検討の時間は十分に確保されております。常勤 監査役は、業務執行取締役とも社外監査役とも意見交換できる体制になっており、監査役会の実効性は高いものになっております。また、監査役 は、社外取締役が独立性に影響を受けることなく情報収集できるよう、必要に応じて社外取締役との情報共有を行っております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会を設置しており、取締役会と監査役会により業務遂行の監督及び監視を行っております。経営上の重要な事項についての意思決定を取締役会が行うとともに、業務執行の意思決定を経営会議で行っております。取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。以下体制の概要について説明いたします。

(イ)取締役会

当社における取締役会は、グループ全体に関する経営方針・経営戦略等を決める経営の最高意思決定機関として「取締役会規程」に基づき定期的に開催しております。取締役総数は7名であります。取締役会は、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役1名、常勤取締役1名及び社外取締役3名の合計7名により構成しております。なお、取締役会には、常勤監査役1名及び社外監査役2名の合計3名が出席しております。

実効性のあるグルーブ運営を図るため、グループ会社の取締役会構成メンバーに当社業務執行取締役を加えることでグループ方針の理解・徹底を図り、さらにグループ会社の状況、問題点を把握し、その検討や対策の立案・執行を適時に行っております。また、社外取締役3名が取締役会の構成メンバーとして当社経営陣から独立した立場で経営に参画することで、企業統治体制を強化しております。

なお、当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

(口)事業報告会

当社は、取締役会をより実効性あるものにするために、取締役会とは別に事業報告会を定期的に開催しております。

メンバーとしては、取締役会構成メンバーである、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役1名、常勤取締役1名及び社外取締役3名の合計7名の他、常勤監査役1名、社外監査役1名及びグループ会社の代表取締役社長が出席し、グループ会社の代表取締役社長から、事業の状況に関する報告を受け、経営課題について議論しております。

(八)経営会議

業務執行を決定する意思決定機関として経営会議があり、原則月2回の定例会議のほか、機動的に開催しております。

メンバーとしては、取締役のうち、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役1名、常勤取締役1名の4名で構成しておりますが、議題・議案等の状況によってはグループ会社の代表取締役社長や社外取締役等も出席出来る体制となっております。経営会議では、取締役会の議題・議案、その他の経営課題、また、グループの危機管理・組織・業務・財務・法令遵守等に関わる重要事項について検討を行っております。経営会議には常勤監査役1名が出席しております。

(二)監査役会

当社は、監査役会設置会社形態を採用しております。監査役会は3名の構成員の内2名が社外監査役であります。社外監査役の2名は、当社との間には取引関係や特別な利害関係はありません。常勤監査役は、取締役会及び重要な会議に出席して取締役の職務執行を監視するとともに、代表取締役とも毎月意見交換を行い、独立した視点から監査を行っております。

(ホ)会計監査人

当社の会計監査人は、太陽有限責任監査法人であり、綿半グループは、会社法及び金融商品取引法の定めに基づき決算監査及び期中監査を通じて決算に係る会計監査を受けております。会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。

3.現状のコーポレート·ガバナンス体制を選択している理由^{更新}

当社はグループ全体に関する経営方針・経営戦略等については取締役会、業務執行については経営会議での議論を通じて、審議・決定を行っております。取締役は7名でうち3名が社外取締役、監査役につきましては3名のうち2名が社外監査役であり、それぞれの経験や知見による客観的立場からの助言・指導を受けており、実効性・効率性のある意思決定がなされております。さらに、コーポレートガバナンスの実効性を確保するために、監査室の強化や、監査役及び監査室と会計監査人の連携などによる内部統制システムを採用しております。以上の取組みにより、当社のコーポレートガバナンスは十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を開催日3週間前までに発送するとともに、株主総会招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に当社のホームページにて公表しております。	
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、適正な財務報告と監査に要する十分な時間確保の観点から決算日程を設定した上で、株主総会の開催日が集中日と予測される日と重なることがないよう配慮しております。	
その他	当社ホームページ、https://watahan.co.jp/ir/にて、株主総会開催日及び場所を掲示しております。	

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、IRサイトにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内IRページにおいて、決算情報、決算情報以外の適時開示 資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室が担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	綿半グループは基本理念において、ステークホルダー(「顧客」、「株主」、「取引先」、「環境・地域社会」、「社員」)に対する基本姿勢を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は設立の頃より育英会への寄付、生活保護家庭児童へのお祝い品の贈呈など、様々な福祉、地域社会への支援活動を実施しており、社会に対する貢献、感謝の気持ちを表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	適時開示規程において、当社は株主・投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、その適正な評価のために、当社に関する重要情報の適時・適切な開示を行う旨定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

線半グループは、会社法及び会社法施行規則等に従い「取締役の職務の執行が法令及び定款 に適合することを確保するための体制」並びに「綿半グループの業務の適正を確保するために必要な体制」を整備、維持するとともに、内部統制システムを適宜見直し、継続的に改善を行い、適正かつ効率的な体制の確立に努めます。

- 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)綿半ホールディングス株式会社(以下、当社といいます)は、「取締役会規程」に基づき取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて随時 開催しております。
- (2)取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っております。
- (3)重要な財産の処分及び譲受、多額の借入れ及び債務保証等の重要な業務執行については、「取締役会規程」において取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それら付議事項を取締役会で審議の上、適切に決定しております。
- (4)当社は監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (5)財務報告に係る内部統制については監査室を事務局として、基本方針及び全社計画の策定並びに進捗管理を行っております。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び事業運営上に関する決裁書類など取締役の業務執行に必要な文書については、法令、定款及び規程に従い作成し、適切に保存、管理しております。
- (2)経営及び業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達等は、所管部署で作成し、適切に保存、管理しております。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)取締役会規程、経営会議規程、グループ会社管理規程により、当社の取締役会、経営会議の決裁事項を定めております。また、各グループ会社の取締役会規程により、各グループ会社の決裁事項を定めております。
- (2)取締役会、経営会議、その他の重要な会議にて、業務執行取締役及び経営幹部から、業務執行に係る重要な情報の報告が定期的になされております。
- (3)リスク管理及びコンプライアンスへの対応については、「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク管理及びコンプライアンスに対する体制、方針の決定、リスクの把握と対応の審議を行いリスクの監視、コンプライアンスの維持に努めるなど、グループ全体のリスク管理、コンプライアンスを統括しております。
- (4)事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画(BCP)」を綿半グループ各社で策定しております。
- (5)情報セキュリティに関するリスクへの対応については「グループ情報システム規程」や「情報システム管理マニュアル」等を制定するとともに、I T情報共有ミーティングにおいて、情報セキュリティに対する体制、方針の決定を行う等、グループ全体の情報セキュリティについて統括しております。

なお、リスク・コンプライアンス委員会で報告・審議された事項で重要なものは取締役会に報告されています。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社及び綿半グループの経営、業務運営に関する重要な事項を審議、決議することを目的に、業務執行取締役及び常勤監査役からなる経営会議を「経営会議規程」に基づき定期的に開催しており、特に重要なものについては、取締役会に上程または報告しております。
- (2)取締役会に上程される事項のうち特に重要な決議事項については担当取締役より複数回にわたって十分な議論ができるように、議案は余裕 をもって提出しております。
- 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)「行動規範」を定めて当社グループの役員及び従業員に周知させるとともに、法令と社会規範遵守についての教育、啓蒙活動を定期的に実施 しております。
- (2)「リスク・コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスに関する体制、方針の決定、グループ全体の法令遵守の状況を監視し、コンプライアンスの推進を図っております。
- (3)「内部通報制度(グループホットライン)」を導入し、当社グループで働くすべての人が利用できる通報窓口を社内に複数設置するほか、社外(弁護士事務所)に通報窓口を設置し、法令等違反行為の防止に努めております。
- (4)内部監査部門である「監査室」が、各部署における業務執行が法令、定款に適合しているか否かの監査を実施しております。
- 6. 当社及び各グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)綿半グループは「持株会社」制を採用しており、当社の取締役が、取締役会及び経営会議を通じてグループ全体の重要事項の決定及び各グループ会社の業務執行の監督を行っております。
- (2)当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社に対してグループ経営上の重要な事項及び業務執行の状況を当社の取締役会及 び経営会議に適切に付議、報告させております。
- (3)当社は、取締役会をより実効性あるものにするために、取締役会とは別に事業報告会を設け、そこにはグループ会社の代表取締役社長が出席し代表取締役社長から説明を受け経営課題について議論しております。
- (4)当社は、各グループ会社における職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させております。
- (5)「行動規範」、「リスク・コンプライアンス規程」等の諸規程、当社取締役会等によるモニタリング、リスク管理その他事業運営に関わる主な活動は、各グループ会社に適用範囲が及んでおります。
- (6)当社監査室は、事業会社の内部監査人を集約し、効率的に監査資源を運営し、各グループ会社の内部監査業務、内部統制評価業務及び内部統制事務局業務を執り行っております。
- (7)当社監査室は、一部の事業会社へ監査役を派遣して、監査業務を実施しております。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1)監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置いたします。
- 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人に対する指揮命令権は監査役にあり、その業務に関して取締役は指揮命令権を有しませ

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社及び各グループ会社の取締役及び使用人が職務執行に関する重要な事項 について監査役に報告する等、以下の取り組みを行っております。

- (1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告しております。
 - 1 経営会議及び取締役会で決議された事項
 - 2 法令、定款等に違反するおそれのある事項
 - 3 会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
 - 4 内部監査の状況及び財務報告に係る内部統制評価の結果
 - 5 グループホットラインへの通報の状況
 - 6 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- (2) 監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、監査室等は、それぞれ定期的又は随時に監査役と意見交換を実施しております。
- (3)前各号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を綿半グループの役職員に周知 徹底しております。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理方針

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づ〈費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理いたします。

- 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役は、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっております。
- (2)グループ監査体制を実効的に行うために、当社の監査役が、内部監査人と定期的に意見交換を実施しております。
- 12.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- (1)当社グル・プは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる取引も行いません。
- (2)当社グル ブは、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、直ちに警察、弁護士等外部専門機関との連携をとり、組織的に対応します。
- 13.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グル - プは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「内部統制システム構築の基本方針」においてコンプライアンス重視の姿勢を表明し、そのひとつとして反社会的勢力との絶縁を掲げています。反社会的勢力に対しては、経営トップが徹底して排除する旨の決別宣言を社内外で明言することで、全社員に浸透させております。また、相手が執拗に要求し、威嚇するなど個人的な責任を追及してきた場合には、苦し紛れに不当な要求を呑んでしまうことがあります。こうしたことがあり得ることを前提にして、現場の対応に任せるのではなく組織的な対応を行うことにしております。

当社には、リスク・コンプライアンス委員会が設置されております。グループ各社にはリスク・コンプライアンス責任者(各社社長)およびリスク・コンプライアンス担当者(管理部門長)等が設置され、グループ全体のコンプライアンスの充実、浸透を図っており、情報が経営トップにつながるとともに、組織一体となった対応策を実施する体制となっております。

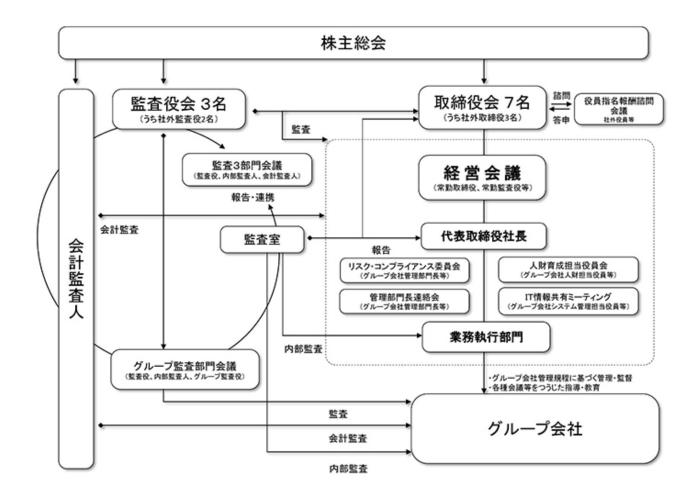
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

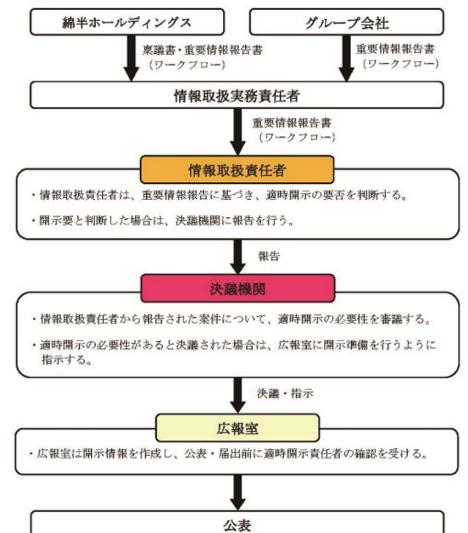
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



1. 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、以下のフローのとおり、情報収集・分析・開示を行う。



2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、以下のフローのとおり、情報収集・分析・開示を 行う。

綿半ホールディングス

グループ会社

発生事実に該当する事項が発生した場合は、遅滞なく「重要情報報告書」を 作成して、情報取扱実務責任者に報告する。

> 稟議書・重要情報報告書 (ワークフロー)

情報取扱実務責任者

重要情報報告書 (ワークフロー)

情報取扱責任者

- ・情報取扱責任者は、重要情報報告に基づき、適時開示の要否を判断する。
- ・開示要と判断した場合は、広報室に開示準備を行うよう指示する。

指示

広報室

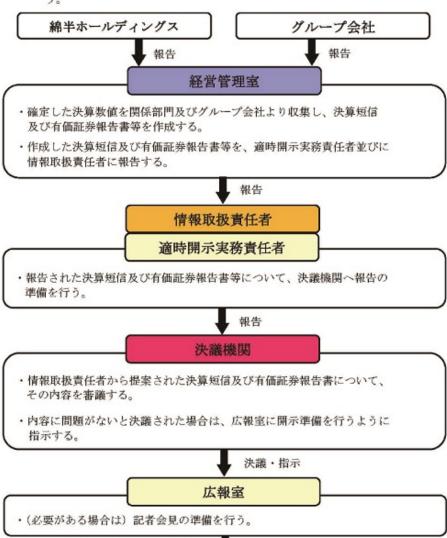
- ・広報室は迅速に開示情報を作成し、公表・届出前に適時開示責任者の承認を 受ける。
- 公表後、経営会議並びに取締役会に事後報告をする。

Ţ

公表

3. 決算に関する情報

① 決算に関する情報については、以下のフローのとおり、情報収集・分析・開示を行う。



公表